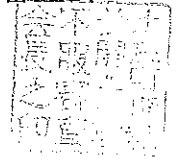




29答申第1号
平成29年10月2日

土庄町長 三 枝 邦 彦 様

土庄町情報公開・行政不服審査会
会 長 葛 西 裕 匡



土庄町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問に対する答申

平成29年7月5日付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり
答申します。

土庄町長あてに提出された平成29年6月22日付け審査請求についての
諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) 平成29年6月6日付けで、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、土庄町長（以下「実施機関」という。）に対して土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。
 - 1 土庄町長又はその他の職員の保有する「高松地方裁判所平成28年（ワ）第361号事件」の訴状の写し
 - 2 上記1記載の事件に関する原告及び被告の提出した準備書面の全部の写し
 - 3 上記1記載の事件に関する土地の購入に係る一切の起案文書の全部
- (2) 実施機関は、この公開請求に対し、「3 上記1記載の事件に関する土地の購入に係る一切の起案文書の全部」については、条例9条2号に該当すると判断される部分を除き、平成29年6月16日付けで情報一部公開決定をしたが、「1 土庄町長又はその他の職員の保有する「高松地方裁判所平成28年（ワ）第361号事件」の訴状の写し」については、民事訴訟法91条1項の規定により閲覧することができる文書であるから、条例の規定が適用されないとして、「2 上記1記載の事件に関する原告及び被告の提出した準備書面の全部の写し」については、実施機関としての町長は管理していないとして平成29年6月16日付けで情報公開請求却下処分をした。
- (3) 平成29年6月16日付け情報公開請求却下処分に対し、請求人から、平成29年6月22日付け（同26日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった。
- (4) 実施機関は、条例13条の規定により、本件審査請求について平成29年7月5日付けで審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年6月16日付け請求却下処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部を開示する必要がある。
- (2) 本件却下通知書の「却下の理由」欄記載の主張は、誤りである。民事訴訟法91条1項の規定は、単に「閲覧」のみを認めた規定であって、「写しの交付」は認められていないのであるから、「写しの交付」を求める権利は、条例の規定に基づく権利なのである。
- (3) 本件却下通知書の「却下の理由」欄記載の「実施機関としての町長」には、他の実施機関に含まれないすべての職員を意味するから、その中の一人も保有していないとは考えられない。「却下の理由」欄記載の本件主張は、虚偽である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、弁明書において次のように説明している。

- (1) 条例15条1項において、他の法令等の規定により「閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を求めることができる場合」の情報については、条例の規定は適用されない。したがって、他の法令等の規定により、閲覧、縦覧、謄本、抄本等の交付のいずれかが可能であれば、条例は適用されない。
- (2) 裁判所の保有する同一内容の文書について閲覧等に関する法令の規定が存する場合も「他の法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を求めることができる場合」に当たる。
- (3) 本件情報を管理している土庄町土地開発公社（以下「公社」という。）は条例2条1号に定める実施機関ではないため、本件情報を公開することはできない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件対象情報の内容について

本件の公開請求は、次の情報の公開を求めたものである。

- 1 土庄町長又はその他の職員の保有する「高松地方裁判所平成28年(ワ)第361号事件」の訴状の写し
- 2 上記1記載の事件に関する原告及び被告の提出した準備書面の全部の写し
- 3 上記1記載の事件に関する土地の購入に係る一切の起案文書の全部

3 具体的な判断

(1) 条例15条1項の趣旨

条例15条1項の趣旨は、他の法令等の規定により定められた閲覧等の制度と条例による情報公開制度との調整規定として、他の法令等による閲覧等が設けられている場合における条例の適用関係を定めるものであり、本件規定は、他の法令等の規定により公文書の閲覧等を受けることができるときは、当該法令等が定める公文書の閲覧等の制度を利用すべきであることから、条例を適用しないことを定めている。

この趣旨からすれば、「情報」(条例15条1項)には、実施機関が保有している文書についても含まれると解すべきである。

(2) 写しの交付ができないことについて

条例15条1項においては、他の法令の規定により、ある情報について①閲覧または縦覧の手続が定められている場合には、「当該閲覧又は縦覧に限り」条例の適用がない旨の限定、②謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合には、「当該写しの交付に限り」条例の適用がない旨の限定がいずれも付されていない。このことからすれば、条例15条1項においては、他の法令の規定により、ある情報について①閲覧若しくは縦覧及び②謄本、抄本その他の写しの交付に関して、①又は②のいずれかについて、手続が定められている場合には、条例の適用がない旨を規定しているものと

解するのが相当である。

この点に関して請求人は、上記のような解釈によった場合、他の法令の規定により、閲覧又は写しの交付の一方についてしか手続が定められていない場合には、手続の定めのない方法による公開が不可能となる旨を主張する。

しかし、他の法令の規定により、一定の要件、手続及び方法により特定の種類の公文書について公開することが定められている場合において、公文書一般を対象とする情報公開条例を制定するとした場合、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとりた施策の策定及び実施に努めるべきことが要請される（同法25条参照）ものの、両者間の調整をどのように図るか、具体的には、他の法令の規定する方法以外の方法による公開、あるいは、所定の期間が経過した後の公開を当該特定の種類の公文書についても、これを認めるものとするかどうかは、地方公共団体の立法政策にゆだねられている問題であって、当該公文書以外の公文書と同様の公開の方法が認められない場合が生じるからといって、情報公開条例を制定する意義が失われているものとはいえない。

（3） 公社が実施機関に該当しないことについて

条例2条1号に規定する実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会であり、町とは別の法人格を有する公社は、実施機関には該当しないことが認められる。

（4） 訴訟に関する資料を実施機関が管理していないことについて

「高松地方裁判所平成28年（ワ）第361号事件」の原告は、公社であり、当該事件に関する原告及び被告の提出した準備書面等の資料は、原告である公社が管理しているものであり、実施機関である町長が管理すべきものではない。

（5） 本件公開請求について

請求人が公開を求める情報は、民事訴訟法91条1項の規定により、何人も裁判所書記官に対し、閲覧を請求できるものである。したがって、条例15条1項により、条例の規定は適用されない。

また、本件処分の理由のうち「実施機関としての町長は管理していないため、情報を公開できない」とは、当該情報は、公社が保有するものであって、

実施機関が管理する情報ではないということであり、公社は、条例2条1号に規定する実施機関ではないため情報公開請求の対象とならない。

(6) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上

